

議案第7号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する地方自治法の改正に伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を「であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 <u>給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員</u>について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第15条の2 <u>給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員</u>について準用する。この場合において、<u>給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の<u>職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）</u>について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p><u>定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第20条 <u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。</p>	<p>（委任）</p> <p>第20条 <u>報酬及び期末手当</u>の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。</p>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する地方自治法の改正により、本町においてもパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、改正を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 支給対象者

基準日（6月1日及び12月1日）に在職し、任期が6月以上で週15時間30分以上の勤務をする会計年度任用職員

(2) 勤勉手当基礎額

基準日以前6か月の在職期間に支給された報酬の1月当たりの平均額。ただし、保育勤務、時間外勤務手当に係る報酬部分は含みません。

※期末手当と同様

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。